

令和7年3月3日

各位

一般社団法人日本スイミングクラブ協会
会 長 三 宅 泉
安全水泳委員長 米 倉 幹 範
(公印省略)

「救急蘇生法適任者資格取得講習会」カリキュラム 改定について（ご報告）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の事業活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび掲記講習会におけるカリキュラムを下記の通り改定することといたしましたのでご報告申し上げます。今回の改定は、ひとりでも多くの方が資格取得を目指せるよう受講時間数を減らし、かつ有事において的確な対応が取れるよう知識や実技を身に着けることを目的としております。つきましては、万が一の時に備え、全ての指導に関わる方にご受講していただきたく存じます。ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

カリキュラム変更日：令和7年4月1日（火）より

主な変更点

1. 受講日数（改定前）2日間
（改定後）1日
*時間数（改定前）12.5時間（講習12.5時間）
（改定後）13時間（講習：8時間・通信講習（レポート）：5時間）
2. 通信講習制（レポート提出）の導入
*削減した時間分は自宅学習に置き換えることにより、資格取得能力基準と同等といたします。
3. その他
救急蘇生法基本講習会（無資格者用）の廃止
*令和3年4月1日から令和7年3月31日までの当該講習会修了者は、当委員会指定科目の受講および試験合格により当該資格を取得することが可能です。

以上